

はしがき

家族が海外に居住している、留学しているといったことや、家族や友人が外国人であるといったことは、近年、身近なことになってきています。

弊社は資産税を専門とする税理士法人ですが、国際相続も、近年増加しています（国際相続とは、本書では「被相続人や相続人の国籍もしくは住所又は相続財産の所在が日本国外にある相続」と定義しています）。

国際相続が、日本国内で完結する相続（被相続人や相続人が日本人だけで、かつ相続財産がすべて国内に所在する場合）と大きく異なるのは、関係する法律の範囲が広いということです。国際相続においては、日本の相続法（民法）や相続税法だけでなく、外国の相続法や相続税法、どの国の相続法を適用するかを決める法律、そして相続財産の名義変更のための相続手続に係る各国の法律等が登場します。このことから、国際相続は、各分野に精通した税理士、弁護士、司法書士等の専門家と協力し、連携して取り組む必要があります。また、国際相続は、当事者にとっても国外での公的書類の取得や、帰国の際の限られた時間の中で相続手続をしなければならぬこと等、負担が大きいものです。

税理士は、顧客の財産を把握しているため、相続手続の中心となることが多いのですが、その際には、事前に国際相続に関する知識を整理して、計画性をもって取り組み、顧客の負担を減少させることが重要です。

本書は、日本の相続税の申告を担当する税理士が、国際相続の全体像を把握するために必要な知識を記載しています。

第1章は、国際相続に当たりまず必要となる、そもそもどの国の

相続法が適用されるのか（準拠法はどれか）、国籍はどのように定められるのか等について記載しています。これにより相続人や、相続財産に係る相続手続の準拠法が確定します。

第2～5章は、日本の相続税、贈与税、所得税について、非居住者や外国人、国外財産に関わる部分を中心に記載しています。

第6章は、平成27年度税制改正において導入された国外転出時課税について記載しています。有価証券を保有する者が出国するとき、有価証券を非居住者へ贈与するとき、有価証券を非居住者が相続するときに関係します。

第7章は、国税庁の調査や情報収集制度について記載しています。国税庁は、近年、海外での資産隠しや国際的租税回避を防ぐため、情報収集の制度の整備や国際税務専門官の増員等による課税体制を強化しており、今後も国際課税の強化に向けて積極的に取り組むことを表明しています。

第8章は、日本の不動産の登記手続に関して、国際相続の場合の必要書類と相続法について記載しています。国際相続の際に大きな負担となる手続の1つです。

第9章は、身近な国の相続税について記載しています。

本書が、国際相続を担当する税理士、会計事務所職員の一助になれば幸いです。

最後になりましたが、本書の制作に当たり大変ご尽力をいただきました(株)日本法令の竹淵学氏に、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

令和元年6月

税理士法人タクトコンサルティング

目次

第1章 相続の基本

Q1	日本国内における相続手続	2
Q2	国際相続があった場合の準拠法	7
Q3	国外に居住する日本人の相続があった場合の準拠法	10
Q4	日本に居住する外国人の相続があった場合の準拠法	11
Q5	国外に所在する不動産の準拠法	12
Q6	国籍とは何か	14
Q7	遺産分割協議	19

第2章 相続税の実務—納税義務者及び課税財産の範囲—

Q8	日本国内における相続税の実務	24
Q9	相続税の納税義務者と課税財産の範囲	26
Q10	相続税の納税義務者（事例1）～親が日本、子が国外に居住している場合	31
Q11	相続税の納税義務者（事例2）～親も子も10年超の期間国外に居住している場合	34
Q12	相続税の納税義務者（事例3）～被相続人が一時的に日本に居住していた外国人である場合	37
Q13	相続税の納税義務者（事例4）～被相続人が日本に居住していない外国人である場合	41
Q14	住所の判定	45
Q15	国内財産・国外財産の区分	50
Q16	米国のジョイントアカウント（共同口座）についての日本の相続税・贈与税における取扱い	56

Q17	米国のジョイントテナンシー（共有不動産権）についての日本の相続税の取扱い	59
Q18	納税地～被相続人が国外で亡くなった場合	62
Q19	納税管理人の届出書及び申告期限	65

第3章 国際相続と相続税の計算

I 国外財産の評価

Q20	国外財産の評価の原則	70
Q21	外貨建ての財産・債務の邦貨換算	72
Q22	土地の評価	75
Q23	外国法人の非上場株式の評価①～評価方式	77
Q24	外国法人の非上場株式の評価②～原則的評価方式	79
Q25	外国法人の非上場株式の評価③～配当還元方式	82
Q26	外国の証券取引所に上場されている株式の評価	84

II 相続税の計算

Q27	相続税の計算の概要	85
Q28	法定相続人の数	88
Q29	制限納税義務者がいる場合の相続税の計算事例	91
Q30	国等に対し相続財産を寄附した場合の非課税	94
Q31	死亡保険金	97
Q32	死亡退職金	99
Q33	債務控除	101
Q34	相続開始前3年以内の生前贈与加算	104
Q35	相続時精算課税による贈与を受けていた場合	107

Q36	配偶者に対する相続税額の軽減	110
Q37	日米相続税条約	112
Q38	未成年者控除及び障害者控除	115
Q39	日米相続税条約の未成年者控除及び障害者控除	119
Q40	外国税額控除	121
Q41	日米相続税条約の外国税額控除	127
Q42	相続財産が未分割の場合の申告①	131
Q43	相続財産が未分割の場合の申告②～被相続人が外国人である 場合	134
Q44	相続財産が未分割の場合の申告③～相続人のうちに無制限納税 義務者と制限納税義務者がいる場合	136

Ⅲ 小規模宅地等の特例

Q45	配偶者が相続する国外の自宅	138
Q46	日本の自宅を国外に住む家なき子が相続した場合	140
Q47	国外に所在する賃貸物件を相続した場合	143
Q48	特定貸付事業とは	146

Ⅳ その他

Q49	非居住者や外国人の延納	149
Q50	国外財産は物納できるか	151
Q51	外国会社に係る事業承継税制	154

第4章 贈与税

Q52	暦年課税による贈与税の計算の概要	162
Q53	納税地、納税管理人の届出書及び申告期限	165

Q54	贈与税の納税義務者と課税財産の範囲	168
Q55	短期非居住贈与者から贈与を受けた場合の贈与税	172
Q56	国外送金を行った場合の贈与税の取扱い	176
Q57	贈与税の配偶者控除	179
Q58	相続時精算課税による贈与～外国人から国外財産の贈与	183
Q59	住宅取得等資金の贈与	186
Q60	教育資金の一括贈与～海外留学をする場合	189
Q61	結婚・子育て資金の一括贈与～海外での挙式	193
Q62	外国税額控除	196

第5章 相続後・海外移住後の所得税

I 手続関係

Q63	国外移住に係る諸手続	202
Q64	納税管理人の届出書及び申告期限	205
Q65	国内に住所を有しなくなった場合の納税地	209

II 所得税の計算

Q66	海外移住後の日本の所得税	211
Q67	非永住者が国外から送金を受けた場合の課税	214
Q68	国内源泉所得の範囲	217
Q69	非居住者の課税方法	222
Q70	所得税法における恒久的施設	224
Q71	租税条約に異なる取扱いが定められている場合	227
Q72	居住者が国外賃貸不動産を持っている場合	229
Q73	居住者が国外居住用不動産を売却した場合	232

Q74	非居住者が国内賃貸不動産を持っている場合	235
Q75	非居住者が国内賃貸不動産を売却した場合	238
Q76	国外扶養親族の扶養控除等	240
Q77	非居住者が支払った生命保険料や寄附金の所得控除	242

第6章 国外転出時課税

I 国外転出時課税

Q78	制度導入の背景	246
Q79	国外転出時課税の概要	249
Q80	対象資産	252
Q81	株式の価額の算定方法	254
Q82	帰国等をした場合の課税の取消し	257
Q83	納税猶予	259
Q84	納税猶予の担保の提供	262
Q85	納税猶予期間中に対象資産を譲渡した場合	265
Q86	納税猶予期間が満了した場合	267
Q87	上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除	269
Q88	国内居住期間の判定	271
Q89	実際に譲渡した場合の取得費の調整	273
Q90	納税猶予期間中に猶予を受けていた者が亡くなった場合	274
Q91	個人住民税における国外転出時課税	275

II 国外転出（贈与）時課税

Q92	国外転出（贈与）時課税の概要	277
Q93	帰国等をした場合の課税の取消し	280

Q94	納税猶予	282
Q95	納税猶予期間中に対象資産を譲渡した場合	285
Q96	納税猶予期間が満了した場合	287
Q97	実際に譲渡した場合の取得費の調整	289

Ⅲ 国外転出（相続）時課税

Q98	国外転出（相続）時課税の概要	290
Q99	帰国等をした場合の課税の取消し	293
Q100	納税猶予	295
Q101	納税猶予期間中に対象資産を譲渡した場合	298
Q102	納税猶予期間が満了した場合	300
Q103	実際に譲渡した場合の取得費の調整	302
Q104	国外転出（相続）時課税に係る債務控除	303
Q105	被相続人の準確定申告	305
Q106	準確定申告の期限までに未分割のとき	308

第7章 国税当局による税務調査と国外税務情報の収集体制

Q107	国際相続と税務調査	312
Q108	国外送金等調書	315
Q109	国外証券移管等調書	318
Q110	国外財産調書	321
Q111	財産債務調書	327
Q112	租税条約等に基づく情報交換	330
Q113	CRS（共通報告基準）による自動的情報交換	333

第8章 国内の不動産登記手続と各国の相続法

I 外国人当事者の相続登記手続

Q114	国際相続における準拠法	340
Q115	必要書類	346
Q116	相続を証明する書類	347
Q117	住所を証明する書類	351
Q118	外国人住民票と外国人登録原票	356
Q119	印鑑証明書に代わる署名証明書	358

II 各国の相続法

Q120	韓 国	362
Q121	台 湾	366
Q122	中 国	370

第9章 各国の相続税制

Q123	米国の連邦遺産税①～概 要	374
Q124	米国の連邦遺産税②～米国の非居住者の場合の計算	377
Q125	米国の連邦遺産税③～米国の報告制度	383
Q126	英国の相続税	388
Q127	タイの相続税	392
Q128	韓国の相続税	396
Q129	台湾の相続税	401
Q130	中国における相続税の法制化をめぐる課題と展望	408

凡 例

本書では、法令・通達・条約等につき、かっこ内等で以下のとおり省略している。

正式名称	略称
所得税法	所法
所得税法施行令	所令
所得税法施行規則	所規
相続税法	相法
相続税法施行令	相令
相続税法施行規則	相規
法人税法	法法
国税通則法	通則法
国税通則法施行令	通則令
地方税法	地法
租税特別措置法	措法
租税特別措置法施行令	措令
租税特別措置法施行規則	措規
法の適用に関する通則法	適用通則法
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約	日米租税条約
遺産、相続及び贈与に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約	日米相続税条約
遺産、相続及び贈与に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国	日米相続税条約実施法

との間の条約の実施に伴う相続税法の特例等に関する法律	
遺産、相続及び贈与に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の実施に伴う相続税法の特例等に関する法律の施行に関する省令	日米相続税条約実施省令
中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律	円滑化法
東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法	復興財確法
租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令	実施特例省令
内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律	送法
内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令	送令
日本国憲法	憲法
所得税基本通達	所基通
相続税法基本通達	相基通
財産評価基本通達	財基通
国税通則法基本通達	通基通
内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（国外財産調書及び財産債務調書関係）の取扱い	送通

■表記例

所得税法第 137 条の 2 第 12 項第 3 号 ➡ 所法 137 の 2 ⑫三

本書は、平成 31 年 4 月 1 日現在の法令等に基づいて解説している。

第 1 章

相続の基本



Q1 日本国内における相続手続

日本国内における主な相続の手続について教えてください。

Point

- ・相続発生後、死亡届出書の提出、相続人の確定、遺言の有無の確認、相続財産と債務の調査、相続財産の評価、遺産分割、相続税の申告・納付等の手続が必要となる。
- ・相続人は、原則として、相続開始後3カ月以内に、相続について、単純承認、限定承認又は放棄のいずれかをしなければならぬ。

Answer & 解説

① 相続発生後の主な手続

相続が発生した場合、一般的に、次のような手続が必要となります（主なスケジュールは図表1-1参照）。

(1) 死亡届出書の提出

死亡した者（以下「被相続人」という）の親族等は、死亡の事実を知った日から7日以内（国外で死亡したときは、その事実を知った日から3カ月以内）に、被相続人の死亡地・本籍地又は届出人の所在地の市区町村役場に、死亡届を提出しなければなりません（戸籍法25、86、87、88①）。

(2) 相続人の確定

被相続人と相続人の戸籍謄本から、相続人を確定します。

(3) 遺言の有無の確認

被相続人の遺言がある場合には、基本的には、その遺言に従って財産承継者が決まります（民法 964）。

(4) 相続財産と債務の調査

被相続人の相続財産と債務を調べます。

(5) 相続財産の評価

遺産分割や相続税申告のために、相続財産の評価をします。

(6) 遺産分割

被相続人の遺言がない場合や、遺言で承継者が指定されていない財産がある場合等には、相続人全員で遺産分割協議をし、遺産分割協議書を作成します（民法 907）。

(7) 相続税の申告・納付

原則として、被相続人が死亡したことを知った日の翌日から10カ月以内に、相続税の申告・納付をします（相法 27 ①、33）。

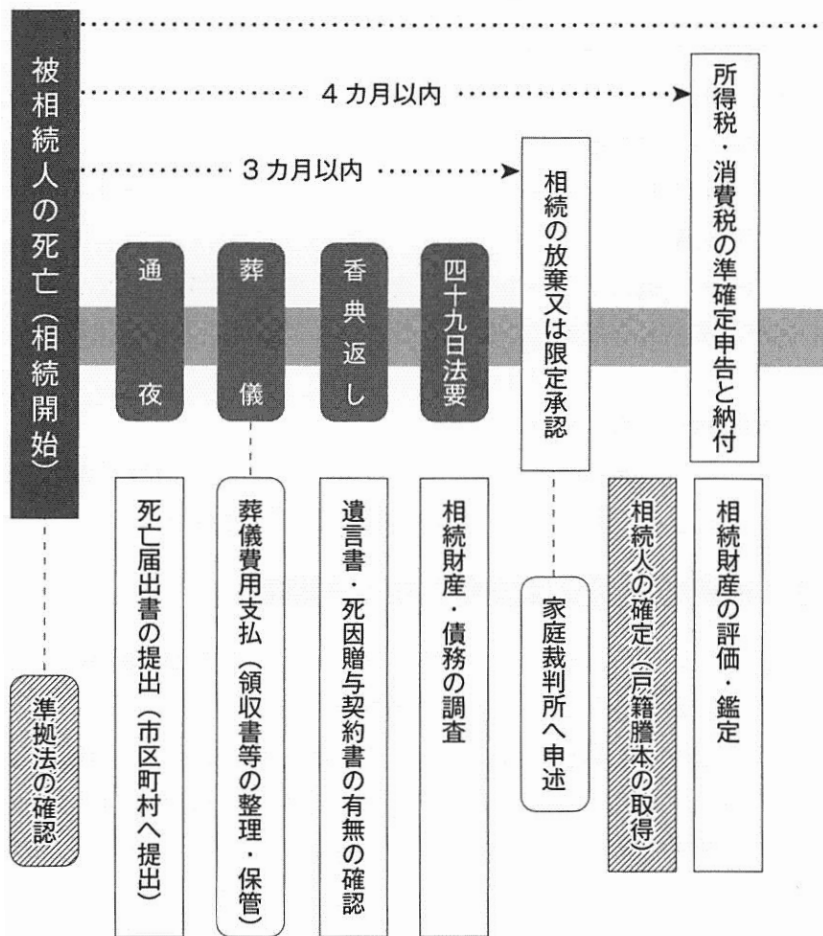
② 相続の承認又は放棄をすべき期間

相続人は、相続について、単純承認、限定承認又は放棄のいずれかをしなければなりません（民法 915 ①）。

単純承認をした場合には、相続人は、借入等のマイナスの財産も含めたすべての財産を承継します（民法 920）。限定承認をした場合には、相続人は、プラスの財産の範囲内でマイナスの財産を承継します（民法 922）。放棄をした場合には、その放棄をした者は、被相続人の一切の権利義務を承継せず、初めから相続人とならなかったものとみなされます（民法 939）。

■図表 1 - 1 相続手続のスケジュール

斜線の部分は相続人が海外に住んでいる場合には、時間を要することが想定される手続である。
 海外に住所を有する相続人がいる場合でも、相続手続は相続人全員が日本に住所を有する場合と基本的に変わらない。



.....10 カ月以内.....→

相続税の申告と納税



遺産分割協議及び協議書の作成
居住地別に次の書類の準備が必要。
日本在住の相続人：実印・印鑑証明書
海外在住の相続人：在留証明書・署名
証明書

根抵当権の登記（6カ月以内）

相続税申告書の作成
納税資金の準備
納税方法（延納・物納）の検討

相続財産の名義変更手続

* 遺言書がない場合等には、遺産分割協議及び協議書の作成を行う必要がある。

なお、相続人が、自己のために相続の開始があったことを知った時から3カ月以内に、限定承認又は相続の放棄をしなかったときは、単純承認をしたものとみなされます（民法921）。

また、相続人の中に未成年者がいる場合には、特別代理人の選任が必要になる場合がほとんどです。選任手続には日数を要しますので、選任手続は早めに行う必要があります。